

令和 6 年 3 月 日

鹿児島県知事 殿

名 称 認可地縁団体 コミュニティ喜界協議会
住 所
代表者の氏名

自家用有償旅客運送の登録の申請（案）

このたび、自家用有償旅客運送の登録を受けたいので、道路運送法第 79 条の 2 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名
認可地縁団体 コミュニティ喜界協議会

2. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

3. 路線又は運送の区域

(1) 路線

	起 点	主たる経過地	終 点	キ ロ 程	備考
1					
2					
3					
4					
5					

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送を行う路線については、備考欄にそれぞれ明記すること

(2) 運送の区域

区 域	備 考
喜界町内全域	① 主たる運送エリア 「湾、赤連、池治、中間、中熊、大朝戸、島中、坂嶺、伊砂、伊実久、小野津、志戸桶、佐手久、塩道、長嶺、早町、白水、嘉鈍、阿伝、花良治、浦原、川嶺、山田、城久、滝川、羽里、上嘉鉄、手久津久、荒木、中里 (但し、喜界町地域公共交通会議で協議が調っている範囲に限る)

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送を行う運送の区域については、備考欄にそれぞれ明記すること

4. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
本部事務所	

5. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	保有区分	バ ス		普通自動車 (軽)		合 計	
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行		
本部	保有			()		/	
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行		
	持込		※	3 (2)	※ ()	()	※
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行	/	
合計			3 (2)				

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送の用に供する自動車については、それぞれ「自動運行」欄又は「特定自動運行」欄内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

6. 運送しようとする旅客の範囲

喜界町地域公共交通会議で協議が調っている地域住民、及び来島者

7. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

最初の1kmまで400円

以後、0.5km増すごとに50円

待機料金は10分ごとに300円

早朝、深夜料金は一律300円

時間貸しは1時間ごとに3500円

(喜界町地域公共交通会議で協議が調っている運送の対価)

8. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

有限会社日の出タクシー

9. 添付書類

(1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿

(2) 路線図

(3) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類⇒様式例あり(様式第3号)

(4) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類⇒様式例あり(様式第1～5号)

(5) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類

(6) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類

(7) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類⇒様式例あり(様式第7号)

(8) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類⇒様式例あり(様式第7号)

(9) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類⇒様式例あり(様式第7号)

(10) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類⇒様式例あり(様式第8号)

(11) (自動運行旅客運送を行おうとする場合) 当該自動運行旅客運送の用に供する自家用有償旅客運送自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類

(12) (特定自動運行旅客運送を行おうとする場合) 当該特定自動運行旅客運送に係る道路交通法第75条の12第1項の許可の見込みに関する書類